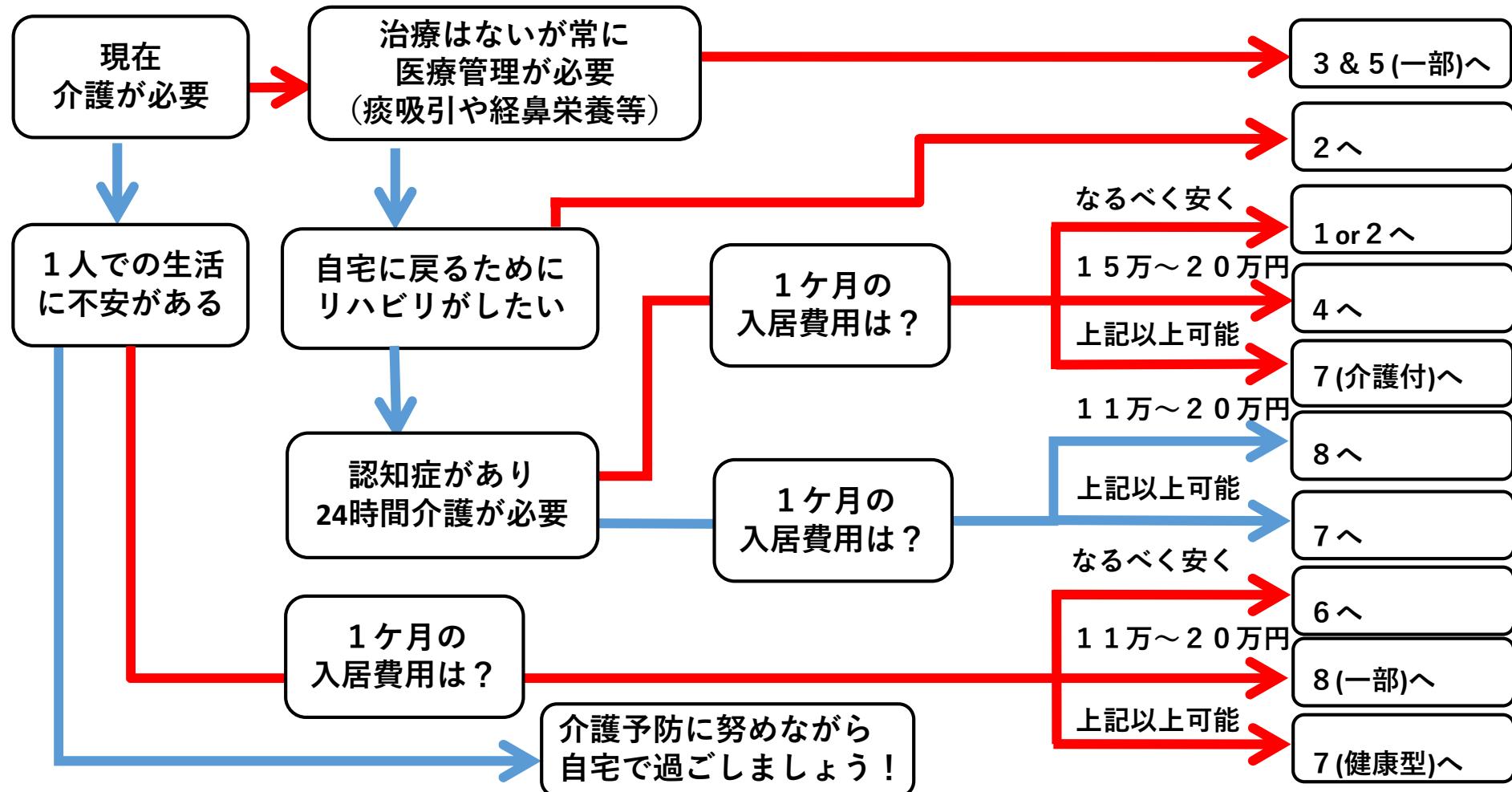


私に合う施設はどれ！？

～シニアのあんしん住まい選び～



スタート



詳細は下の表をご覧ください。

あくまでも目安となります。悩んでいるときは地域包括支援センターへご相談ください！

高齢者向け入所・入居施設の違い・概要

1	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	5	看護小規模多機能型居宅介護
対象	原則として要介護3～5(要介護1・2の方はやむをえない事情により認められる)	対象	介護認定が要介護1～5
施設について	寝たきりや認知症などにより、自宅での生活が難しい方が入所する施設。長期間住むことが可能で、必要となる介護が24時間提供される施設。入所順は介護の必要性によって判定される。	施設について	小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスを受けられます。
費用	月額：約7～14万円 入居金：なし 各家庭の所得状況に応じて居住費と食費の減免あり。介護福祉課に申請が必要。	費用	月額：約6～20万円(サービスの組み合わせにより費用は異なります) 入居金：なし
2	介護老人保健施設	6	ケアハウス(軽費老人ホーム)
対象	要介護1～5	対象	60歳以上の単身者、または夫婦一方が60歳以上
施設について	何らかの病気等により自宅にて生活できない方が、リハビリを受け、在宅復帰をめざす施設。必要となる介護が24時間提供される。3ヵ月ごとに入所判定が行われ、長期入所はできない。	施設について	身寄りがない、または家庭の事情等により家族との同居が困難、かつ、自宅で生活することが不安な方が入居できる施設。食事の提供はされるが、ほかの介護サービスは施設の形態による。 ※守谷市内に該当施設はない。
費用	月額：8～15万円 入居金：なし 各家庭の所得状況に応じて居住費と食費の減免あり。介護福祉課に申請が必要。	費用	月額：約7～15万円(本人の収入や所得、扶養義務者への所得税額による) 入居金：30万円以上
3	介護医療院	7	有料老人ホーム(介護付・住宅型・健康型)
対象	医療行為が必要、かつ、介護認定が要介護1～5	対象	介護認定の有無問わず
施設について	充実した医療処置と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設。 ※守谷市内に介護医療院に該当する施設はない。	施設について	介護が必要な人から不要という人まで入居可能。施設職員が介護を行う介護付と外部の介護サービスを利用する住宅型がある。順番を待つことなく入居できることが多い。
費用	月額：約10～20万円 入居金：なし 各家庭の所得状況に応じて居住費と食費の減免あり。介護福祉課に申請が必要。	費用	施設によって大きく料金が違う。 月額：約12～30万円 入居金：0～数千万円
4	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	8	サービス付き高齢者住宅
対象	歩行可能であるが、認知症の診断があり、介護認定が要支援2、要介護1～5	対象	要支援1～2、要介護1～5(介護認定がない場合は施設と要相談)
施設について	認知症の方が施設職員の介護を受けながら1ユニット(5～9人)で共同生活する施設。各人の能力に応じてできる家事を、職員が支援し行う。原則、本人の住所が守谷市にあり、認知症の診断がある場合、入居可能。	施設について	安否確認と生活相談サービスのみが義務付けされている施設。必要な介護サービスは自宅生活と同様、外部の訪問介護やデイサービスを利用する。そのため、24時間介護を受けることができない。
費用	月額：約15～20万円 入居金：約0～20万円	費用	月額：約11～20万円 敷金：約0～15万円

※番号が介護保険施設が赤色、その他の施設は黒色になっています